



# 耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書

年 月 日

## 記入例

魚沼市長 様

申告者（納税義務者）

住 所 魚沼市小出島〇〇番地〇

氏 名 魚沼 太郎

個人番号又は 法人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

電話番号（ 025 ） 792 - 〇〇〇〇

魚沼市税条例附則第 9 条の 3 第 8 項または同条第 11 項の規定に基づき、下記のとおり申告します。

記

該当するものを○で囲んでください。

家 屋 の 所 在	魚沼市 小出島〇〇〇	家屋番号 〇〇〇番
種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 ← 併用住宅 ・ 共同住宅（マンション等）	持ち家の種類 一戸建・マンション
構 造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 ← 非木造（造） 階建	※○で囲んでください。
延 床 面 積	1 2 3. 4 5 m <sup>2</sup> 併用住宅にあってはそのうちの住宅部分床面積	. m <sup>2</sup>
建 築 年 月 日	明治・大正・ <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 41年 4月 1日	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在が必須要件
登 記 年 月 日	明治・大正・ <input checked="" type="checkbox"/> 昭和・平成 41年 4月 15日	
耐 震 改 修 工 事 完 了 年 月 日	令和 8 年 4 月 2 5 日	
耐 震 改 修 工 事 に 要 した 費 用	1, 0 0 0, 0 0 0 円	費用 50 万円を超える改修工事が必須要件
工事完了後 3 か月以内に申告書を提出できなかった理由	※工事完了日から 3 か月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。	

### 【添付書類】

- 1 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人から発行されます。）
- 2 耐震改修に要した費用を確認できる書類（領収書の写しなど）
- 3 長期優良住宅の認定通知書の写し（長期優良住宅の認定を受けた場合のみ）

## 耐震改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額について

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 13 年 3 月 31 日までに現行の耐震基準に適合するよう一定の耐震改修を行った場合、申告により固定資産税が減額されます。

### 1. 減額の対象要件

- ① 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）
- ② 工事費が 50 万円を超えるもの  
（耐震改修工事以外の工事に要する費用が含まれている場合はその費用を除いた金額）
- ③ 建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること。

### 2. 減額の内容

住宅一戸当たり 120 ㎡を上限として、耐震改修工事が行われた住宅の翌年度分の固定資産税額の 2 分の 1（認定長期優良住宅の場合は 3 分の 2）を減額します。

併用住宅の場合は居住部分のみが減額対象となります。

※バリアフリー改修・省エネ改修の減額措置との重複適用はできません。

### 3. 申告方法

工事完了後 3 か月以内に、申告書に必要な書類を添付し税務課へ提出してください。

- ① 耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書
- ② 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人から発行されます。詳細は施工業者又は建築士等にご確認ください。）
- ③ 工事に要した費用を確認できる書類（工事明細書・領収書の写し）
- ④ 改修前後の写真
- ⑤ 長期優良住宅の認定通知書の写し（長期優良住宅の認定を受けた場合のみ）

\* 申告書等の用紙は税務課及び北部庁舎、入広瀬会館、又は市のホームページで入手できます。

### 4. その他

申告書には、マイナンバーの記載が必要です。また、申告書を提出の際には、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。

#### 提出先及びお問い合わせ

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地

魚沼市役所 市民福祉部 税務課 固定資産税係

電話 0 2 5 - 7 9 2 - 9 7 5 1